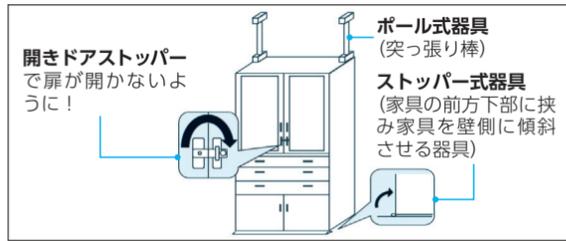


## 家具等転倒防止器具取付け等サービス

高齢者世帯・障害者世帯に「家具等転倒防止器具取付け等サービス」を実施します。器具の説明が記載されているチラシを高齢者支援課・障害福祉課で配布しています。詳細は、下表をご覧ください。

### 家具等転倒防止器具の例



### サービスの詳細

	高齢者世帯	障害者世帯
対象世帯	65歳以上の方のみの世帯(老人福祉施設などに入居している方を除く)	身体障害者手帳4級以上または愛の手帳4度以上をお持ちの方のみの世帯
世帯数	100世帯(申込順)	4世帯(申込順)
器具数量	1世帯につき器具料金上限額(税込み4,000円)以内で5カ所まで	
申請期間	10月1日(水)～翌2月27日(金)(土・日曜日、祝日を除く) ※1世帯につき1回限り。過去に給付を受けた世帯は申請できません。 ※印鑑持参 ※代理人の方が申請する場合は、委任状が必要です。	
申請書配布・受付	高齢者支援課(保谷保健福祉総合センター1階・田無庁舎1階)	障害福祉課(両庁舎1階)
問い合わせ	高齢者支援課 ☎(042-438-4028)	障害福祉課 ☎(042-438-4034)

## 災害に強い街づくりを進めています

### 分譲マンション耐震アドバイザーを派遣

耐震診断・改修に関する助言を行う専門家を派遣しています。  
**内**①耐震診断・改修に係る区分所有者間の合意形成に関すること  
 ②耐震診断・改修の必要性や改修に至るまでの取組方法に関すること

**対**分譲マンションの管理組合など  
**□派遣回数** 同一の分譲マンションに対して1回2人、計3回まで  
 ※そのほか詳細な条件がありますので、必ず事前にお問い合わせください。

### 木造住宅の耐震改修費などを助成

木造住宅の耐震診断・耐震改修・耐震シェルター設置の費用の一部を予算の範囲内で助成します。  
**◆耐震診断費用の助成**  
**□対象建築物** 昭和56年5月31日以前に建築された市内にある自己が所有し居住している木造住宅  
**□助成金額** 6万円を上限に、耐震診断費用の2分の1以内(1,000円未満の端数は切り捨て)  
**◆耐震改修費用の助成**  
**□対象建築物** 耐震診断を行った結果、現行の耐震基準に適合せず、市の定める基準に沿って耐震改修を行った住宅  
**□助成金額** 30万円を上限に、耐震改修費用の3分の1以内(1,000円未満の端数は切り捨て)  
 ※別途、所得税の特別控除制度がありますので、お問い合わせください。  
**◆診断・改修共通事項**  
 診断機関は「(社)東京都建築士事務所協会北部支部の会員」「東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱に基

づく耐震診断事務所」「建築士で市長が認めたもの」に指定しています。  
**◆耐震シェルターなどの設置費用の助成**  
**対**市内在住の65歳以上の方、または身体障害者手帳をお持ちで、肢体不自由による障害の程度が1級・2級・3級の方  
**□対象建築物** 昭和56年5月31日以前の建築で、市内にある自己が所有し居住している木造住宅  
**□助成金額** 30万円を上限に、設置費用の10分の9以内(1,000円未満の端数は切り捨て)  
**◆診断・改修・シェルター共通事項**  
 助成金の交付は、同一の住宅に対して耐震診断で1回、耐震改修または耐震シェルター設置どちらか1回を限度とし、診断・改修・シェルター設置の完了後に交付します。  
 ※そのほか助成条件がありますので、必ず事前にお問い合わせください。申請前に着工した場合は、助成できませんのでご注意ください。

◆都市計画課 ☎(042-438-4051)

## 平成27年度から軽自動車税の税額が変わります

平成26年度税制改正により、平成27年度から軽自動車税の税額を変更します。  
**◆原動機付自転車および二輪車、小型特殊自動車などの税額**  
 平成27年度から一律で新税額に変更となります。  
**◆軽四輪などの税額**  
 平成27年4月1日から新車登録された軽四輪などに新税額が適用され、

3月31日までに新車登録された軽四輪などは現税額に据え置かれます。  
 軽自動車税は4月1日の所有者に課税されますので、平成27年度は平成27年4月1日の新車登録分のみ新税額となります。  
 詳細は、お問い合わせください。  
**◆市民税課 ☎**  
 (☎042-460-9826)

### 原動機付自転車および二輪車、小型特殊自動車などの税額

車種区分	現税額(円)	新税額(円)	
原動機付自転車 一種	50cc以下	1,000	2,000
// 二種(乙)	51～90cc	1,200	
// 二種(甲)	91～125cc	1,600	
// (ミニカー・三輪以上)	20～50cc	2,500	
小型特殊自動車 (農耕用)		1,600	2,000
// (その他)		4,700	
雪上車		2,400	3,600
二輪の小型自動車	251cc以上	4,000	6,000
軽二輪車	126～250cc	2,400	

### 軽四輪などの税額

車種区分	現税額(円)	新税額(円)	
軽三輪		3,100	3,900
軽四輪乗用車(乗用)	660cc以下	7,200	
// (貨物)	//	4,000	1万800
軽四輪営業用(乗用)	//	5,500	
// (貨物)	//	3,000	6,900
			3,800

## 平成27年11月の確定申告分から変わります

### 法人市民税法人税割の税率改正

平成26年度税制改正により、地方交付税の原資とすることを目的として地方法人税(国税)が創設されることに伴い、次のとおり法人市民税法人税割の税率が引き下げられます。

なおこの改正は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。したがって平成27年11月の確定申告(事業年度平成26年10月1日～平成27年9月30日)分から下表のように変わります。均等割額の変更はありません。

### 西東京市における法人市民税の法人税割額の税率の変更(平成27年11月確定申告分)

資本金等の金額または出資金額	現行	改正後
1億円以下の法人	12.3%	9.7%
1億円を超え10億円以下の法人	13.5%	10.9%
10億円を超える法人	14.7%	12.1%

### 法人市民税の予定申告における一度限りの経過措置

法人税割の税率の改正に伴い、平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告にかかる法人税割額は、次の算式で求めた値となります。

$$\text{前事業年度分の法人税割額} \times 4.7 \div \text{前事業年度の月数}$$

### 法人市民税の税率改正については都税事務所へご確認ください

平成26年度税制改正に伴う法人市民税法人税割の税率改正については最寄りの都税事務所へ、創設された地方法人税(国税)については税務署へご確認ください。

◆市民税課 ☎ (☎042-460-9826)

## 認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額

下記の要件を満たす認定長期優良住宅を新築した場合、当該住宅に係る固定資産税を一定期間、2分の1減額します(都市計画税は含まれません)。

### 要件

- ①「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅
- ②平成26年1月2日～翌1月1日に新築された住宅
- ③居住部分の床面積が当該家屋の床面積の2分の1以上
- ④居住部分の床面積が50㎡(一戸建て以外の貸家住宅は40㎡)以上280㎡以下
- ⑤平成27年1月31日までに資産税課(田無庁舎4階)に必要な書類の提出がある

### 減額期間

住宅の種類	減額期間
3階建て以上の準耐火構造および耐火構造の住宅	新たに課税される年度から7年間
上記以外の住宅	新たに課税される年度から5年間

### 減額対象範囲

居住部分の床面積が120㎡までのもの ※120㎡を超えるものは120㎡相当部分

### 必要書類

- ①認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額適用申告書
- ②長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第6条、第9条または第13条に規定する通知書の写し(東京都都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第2課が発行した、認定長期優良住宅であることを証する通知書の写し)

### 申告方法

市職員が家屋調査に訪問した際に、認定長期優良住宅であることをお伝えください。減額の申告手続きについて説明します。

問 認定長期優良住宅に関すること…東京都都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第2課 ☎(042-464-2154)

認定長期優良住宅の新築家屋への減額に関すること…下記へ

◆資産税課 ☎(☎042-460-9830)